

3 文化・スポーツ施策推進会議

文化・スポーツ施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 2024年の第79回国民体育大会の開催、2019年を目指す新生美術館の整備を着実に進めるとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどの動きも見据えながら、その恩恵を今の世代の県民が享受するとともに将来の世代にも引き継いでいくことが求められている。このため、人生を通じてより高いレベルのスポーツや文化を日常的に楽しみ、心身ともに健康に暮らせる環境づくりと滋賀の様々な魅力を県内外へ広く発信し、地域の活性化と県民の誇りづくりに繋げていく取組を、関係市町・各種団体等と連携しながら、部局横つなぎで推進していくため、文化・スポーツ施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化・スポーツ施策にかかる戦略の策定に関すること
- (2) 文化・スポーツ施策にかかる事業の調整・連携に関すること
- (3) 文化・スポーツ施策にかかるプロジェクトの企画・実施に関すること
- (4) その他文化・スポーツ施策に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、座長および委員をもって組織する。

- 2 座長は、理事（文化・スポーツ担当）が務める。
- 3 委員は、別表に掲げる者とする。

(会議)

第4条 推進会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 座長に事故等がある場合は、総合政策部企画調整課長がその職務を代理する。
- 3 委員は、必要に応じて座長に推進会議の開催を要請することができる。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、必要に応じ、特定の分野等に関するワーキンググループを推進会議内に設け、検討させることができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、委員が推薦する者および座長が必要と認めた者とする。
- 3 ワーキンググループのリーダーは、座長が指名する者が務める。リーダーに事故等がある場合は、リーダーがあらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 ワーキンググループは、第1項に定める事項について実務的な検討を行う。

(事務局)

第6条 推進会議およびワーキンググループの事務を処理するため、事務局を総合政策部企画調整課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月28日から施行する。

(別表) 第3条関係

文化・スポーツ施策推進会議名簿

(座長)

所属名	職 名
総合政策部	理事（文化・スポーツ担当）

(委員)

所属名	職 名
知事直轄組織	広報課長
総合政策部	企画調整課長、国体準備室長、文化振興課長、新生美術館整備室長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康医療課長、障害福祉課長
商工観光労働部	商工政策課長、モノづくり振興課長、観光交流局副局長
農政水産部	食のブランド推進課長、農村振興課長
土木交通部	交通政策課長、都市計画課長
教育委員会事務局	全国高等学校総合文化祭推進室長、生涯学習課長、スポーツ健康課長、文化財保護課長